

# 原子力災害による被災地域の再生 に関する特別法について (福島再生特別法(仮称))

平成23年8月

福島県

# 地域再生特別法の要望の趣旨

- 福島県は原子力災害によって、県全域にわたって、放射線による自然・生活環境の汚染、県民の生活・健康不安、人口減少等による地域社会の活力の低下、農林水産業の作付・出荷制限や販売不振、観光集客力や企業立地への打撃など甚大な被害を受け、他県に比べ、自然的・社会的・経済的な諸事情において、県勢全般の基礎条件が著しい地盤沈下を被る事態に直面。
- 原子力災害の被災地域の特殊事情にかんがみ、①環境回復と民生の安全、②警戒区域等のふるさと再生、③産業活力の再興のための特別の措置を総合的かつ計画的に講ずるためには、原子力災害対策特別措置法など現行の法制度では不十分であり、今後、復興特区などにより地方・民間の創意工夫を発揮する上でも、地域再生のための特別法の制定により、地域の自立的再生に不可欠な基礎条件の回復、地域格差の是正、及び被災地域の均衡ある再整備を図り、美しく住みよい活力溢れる福島の礎を取り戻すことが必要。
- 福島県民が、この度の困難を乗り越え、新生ふくしまの創造に向けて一丸となって臨むことのできる希望の旗印として、また、国として断固たる決意で“ふくしま”の再生に取り組む姿勢と実績を国内外に発信するためにも、原子力災害からの地域再生のための特別法を、福島復興再生のための協議の場での県や市町村等との協議を通じて、国が責任と役割を担って立案・制定し、原子力災害からの福島の復興に万全を期していただきたい。

# 1. 原子力災害と地震・津波被害の違い

## 原子力災害

原子力災害は、地震・津波とは、性格・被害状況等が大きく異なり、国の役割や必要な対策の在り方にも違い。

## 地震・津波被害

○自然災害

○地震・津波の被害箇所は原発事故に比べて局地的。

○被害は、津波による住宅・市街地の喪失やインフラへのダメージからのまちの再建

○被災自治体数は本県に比べると相対的には少数

○農林水産業など地場産業への被害

○国策に伴って生じた災害

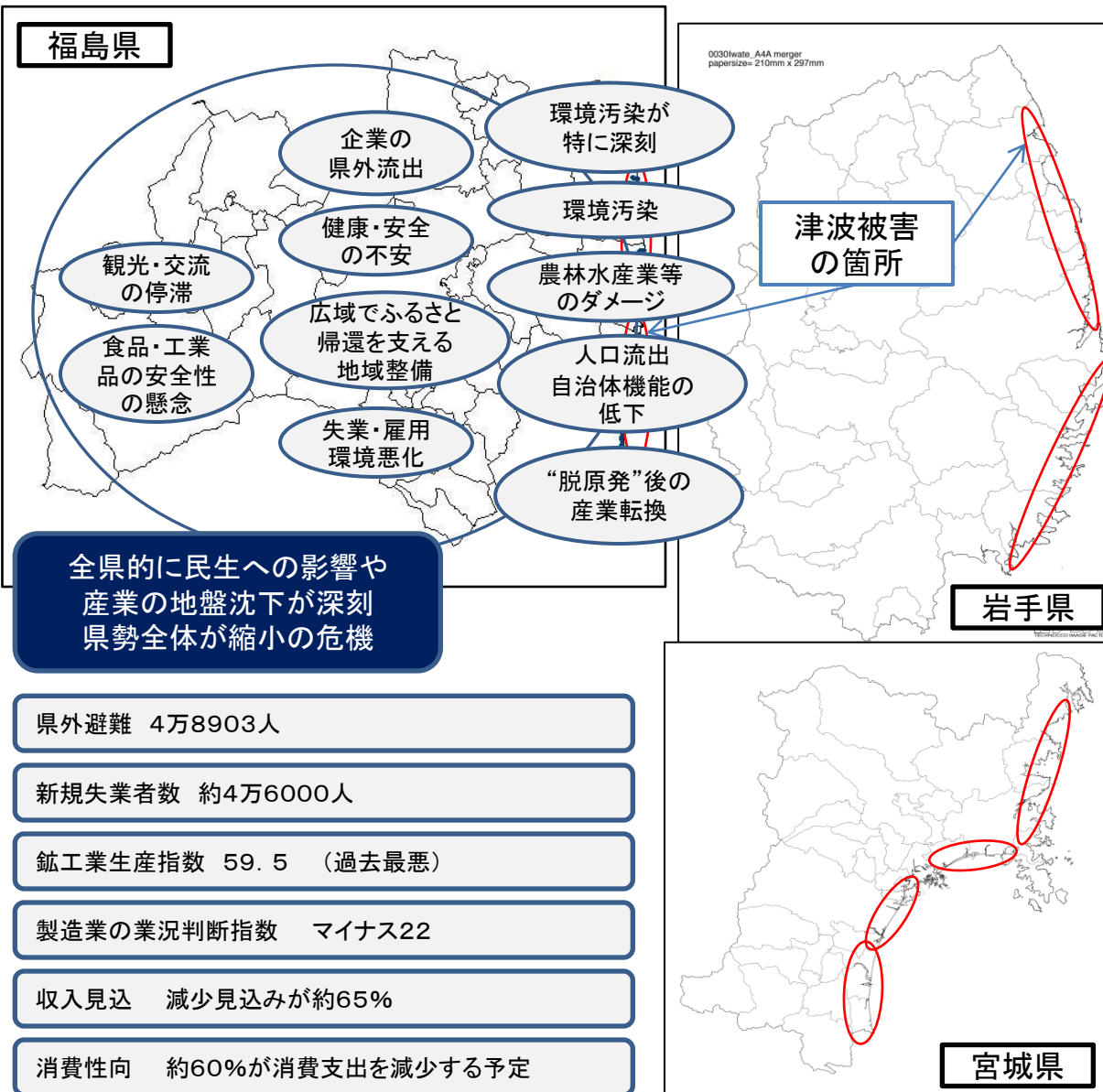
○被害が全県域にわたって面的に広く及ぶ

○被災自治体数はきわめて多数。特に警戒区域等の自治体では人口流出と機能低下が懸念

○地域再生には、民生の安全回復、健康管理が不可欠

○ふるさと帰還を支える広域での地域整備も必要

○農林水産業の他、企業立地での競争力、集客力の著しい低下等、産業全般の地盤沈下が深刻



福島県

全県的に民生への影響や産業の地盤沈下が深刻  
県勢全体が縮小の危機

県外避難 4万8903人

新規失業者数 約4万6000人

鉱工業生産指数 59.5 (過去最悪)

製造業の業況判断指数 マイナス22

収入見込 減少見込みが約65%

消費性向 約60%が消費支出を減少する予定

津波被害の箇所

岩手県

宮城県

## 2. 地域再生特別法の必要性

- 原子力災害からの地域再生は、長期的視点に立って国の責任のもとで総合的に進めることが不可欠であるが、現行法では、このための枠組みが不在。
- 原子力災害が、自然的・社会的・経済的な基礎条件に及ぼす甚大なダメージは、地方や民間のアイデア・提案だけで乗り越えられるものではなく、政府が政策立案の役割を担って、民生安全、産業振興、ふるさと帰還後の自治体支援等、県勢の基礎条件の回復のために必要なベースとなる施策を特別法として検討・立案し、制度化していただきたい。

### 放射線影響からの民生の安全、環境回復のための措置の体系化の必要性

- 福島原発事故の影響は、JCO臨界事故をはるかに凌ぐ範囲と深刻度。当該事故を契機に制定された現行の原子力災害対策特別措置法では、長期的かつ体系的に対処する制度として不十分。
- 地域再生の不可欠の要素である民生の安全、環境回復等に必要となる措置を長期にわたって、国・県・市町村等の適切な役割分担と連携により、継続的に講ずるための制度の体系化を図ることが必要不可欠。

### 原子力災害からのふるさと再生と深刻なハンディキャップの克服

- 地域再生のためには、警戒区域等の広域的な再整備、原発立地地域の脱原発の産業転換、放射線影響の検査体制を含む農林水産業や中小企業等の振興、企業立地での優位性の維持・強化、観光集客力の底上げ等の幅広い分野について、強力なインセンティブとなる施策を動員し、ハンディキャップの克服を図ることが不可欠。
- 原子力災害の性格・被害状況は地震・津波とはまったく異質であり、復興特区とは別に、被災地域全般の地域・産業振興のベースとなる枠組みを政府が主体となって検討し、各種の特例や支援策を法制度として整備していただくことが必要。

### 警戒区域等の自治体の機能存続への支援

- 警戒区域等の被災自治体は、特に人口流出の懸念や自治体の機能存続が懸念され、住民のふるさと帰還後の行政サービスの適切な実施や財政力の維持といった自治体の機能確保のための制度構築を図ることが必要。

### 3. 特別法で措置することを求める主な項目(1)

- 特別法では、①環境回復と民生の安全・安定、②警戒区域等のふるさと再生と行政機能の確保、③産業の地盤沈下の防止と振興に関し、次に掲げる項目等を措置していただきたい。
  - 具体的な規定内容等については、原子力災害からの福島復興再生協議会等を活用して検討・立案し、県や双葉郡をはじめとする地元市町村等の意見を反映しながら、立法化に向けた作業を進めていただきたい。
- ※ 以下は現時点で想定されるものであり、今後、協議会等で明らかになったものを随時追加する。

#### 全般的事項

- 原子力災害からの地域再生への理念として、国の一義的な責任と、地方の自主性の最大限の尊重を明記すること
- 特別法の適用範囲として、被災地域は県内全域を指定すること、また、適用期間は県土の健全な再生が図られるまでの相当長期の期間とすること

#### 放射線影響からの民生の安全回復、健康管理等のための行政上の特別措置

##### (1) 環境回復・保全のための国等による措置

- 農地・森林等の除染等放射能汚染からの県土の環境回復に関する措置、廃棄物の適切な処理に関する法制上等の措置、汚染状況の測定等の環境調査・情報公開に関する措置等について整理・検討し、規定を整備すること

##### (2) 住民の健康管理・安全確保のための国等による措置

- 県民の健康影響の防止に関する措置、継続的な健康管理、放射線被ばくに起因すると思われる健康被害が将来発生した場合の保健・医療及び福祉にわたる総合的な援護措置、放射線と健康に関する教育・広報に関する措置、児童生徒が受ける放射線量の低減のための措置、農産物・加工食品・製造物等の放射線影響の評価・分析に関する措置等について整理・検討し、規定を整備すること

##### (3) 放射能汚染対策に関する技術研究の推進

- 土壌の浄化等放射能汚染の除去や処理方法に関する技術の開発、放射線影響に関する調査研究の推進に関する措置、内外の英知を結集する開かれた研究拠点の形成に関する措置等について整理・検討し、規定を整備すること

##### (4) 政府による長期プログラムの策定

- (1)～(3)の措置について、国・県・市町村等の適切な役割分担と連携のもと、長期にわたって総合的かつ計画的に対策を推進するため、政府による長期対策プログラムの策定を規定すること



### 3. 特別法で措置することを求める主な項目(2)

#### 被災地域の復興を推進するための制度

##### (1) 警戒区域等のふるさと再生

- 警戒区域等、原子力被害の特に著しい地域の広域的な地域整備を図るため、「ふるさと再生計画」(仮称)を位置づけ(策定は県)、計画対象事業等に対して財政上・税制上・金融上の特例や所要の規制緩和措置を適用すること
- 具体的には、新たなまちづくりや住環境整備、工業団地造成等の産業基盤整備、高齢者施設等の医療・福祉施設の整備、地域間アクセス改善のためのインフラ整備、ふるさと再生を支える産業振興基盤の整備(農林水産業のソフト・ハードの一体的な整備、港湾施設の整備等)を計画事項として規定すること

##### (2) ふるさと再生を支える自治体機能の存続に係る特別措置

- 警戒区域等特に人口流出や財政力等に顕著な影響を被る自治体について、自治体機能の存続を図るために必要となる法制上・財政上・税制上の措置を検討の上、規定を整備すること

##### (3) 産業の振興と就労支援

- 被災地域の広域的な産業振興を図るため、以下のような特定振興地域制度を検討の上、所要の財政上・税制上・金融上の措置の他、必要に応じて規制の特例も適用すること  
なお、指定地域は複数の市町村など広域的な適用を可能とし、また、地域内の一部のエリアについて復興特区を重ねて指定でき、特例の追加等を行うことが可能とすること
  - ①原発立地地域の脱原発の産業転換を特に促進する地域
  - ②産業集積を推進する地域
  - ③観光・交流を推進する地域
  - ④原子力や放射線に関する研究機能等の誘導を推進する地域 等
- 農林水産業の振興や中小企業等の振興に関する支援措置を検討の上、規定すること
- 就労支援に関する必要な措置を規定すること

#### その他の措置

- 原子力災害による被害の回復・再生、地域振興に要する経費は全額国の負担とすること